

短期連載

「源泉徴収事務」に 強くなる講座

税理士・中小企業診断士 野村 幸広

第1回 源泉徴収の基本知識

源泉徴収とは何か

「給与所得の源泉徴収票」などで目にする「源泉徴収」というコトバ。馴染みがあるといえばあるけれども、さりとてその内容を明確に説明するのは難しい、といったところではないでしょうか。

源泉徴収制度とは、所得の支払者が、その「源泉」において、所得税を天引き(=「徴収」)して天引き後の所得を所得者に支払うとともに、天引きした所得税を国に納付するという制度です。

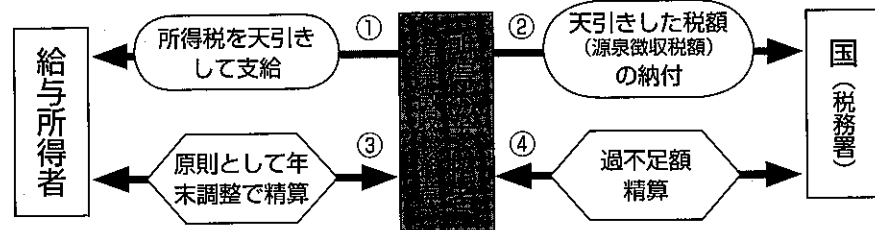
具体例として一番分かりやすいのは、銀行預金の利子ではないでしょうか。利子というのは、受け取る側にとっては利子所得という所得です。その支払いの際、利子の支払者である銀行は、所得税を天引きして預金者に利子を支払うとともに、天引きした所得税を国に納付しています。だから、銀行の預

金商品の広告には「金利年〇.〇%」と大きく表示された下の方に、「税引後年×.×%」と小さく書かれているのです。

ちなみに、税引後の利率を税引前の利率で割ると、正確に0.8になると思います。これは、利子支払いの際、所得税が15%、住民税が5%、合わせて20%の税金が天引き(=源泉徴収)されているからなのです(天引きした住民税の納付先は国ではなく都道府県です。制度名としては源泉徴収制度ではなく、利子割の特別徴収といいますが、ここでは住民税も天引きされているという程度に理解してください。住民税の特別徴収については、最後に改めて説明します)。

さて、この源泉徴収制度、所得の支払者側から見ると、所得支払いの際に所得税を天引きして国に納付するという制度ですが、天引きされる側、すなわち所得の受取り側からすると、所得

図表1 源泉徴収制度のしくみ（給与所得者の場合）



税の前払いという性格を持っています。この性格を理解するために一番分かりやすい例は、給与所得についての源泉徴収と年末調整の関係でしょう。

図表1をご覧ください。会社（＝所得の支払者）は毎月給与支払いの際、所得税を天引きして社員（給与所得者）に給与を支給します。賞与も同様です①。会社は、支給の際に源泉徴収した所得税（源泉徴収税額）を国に納付します②。

年末が来ると、会社は社員ごとに年間の給与・賞与を合算し、生命保険料控除等の各種所得控除や住宅ローン控除などを加味して各社員の年間所得税額を計算します。そして、毎月の給与や賞与の支払いの際に天引きした年間の源泉徴収税額の合計額と、年末時点で計算した各社員の年間所得税額とを比較し、源泉徴収税額の方が多ければ差額を社員に還付し、源泉徴収税額の方が少なれば差額を社員から徴収します。これが年末調整です③。

社員の立場からすると、毎月、概算の所得税を会社を通じて国に支払い、年末に正確な所得税計算をして差額を会社との間で精算する形になります。

そして最後に、会社は、国との間で源泉徴収税額を精算します。

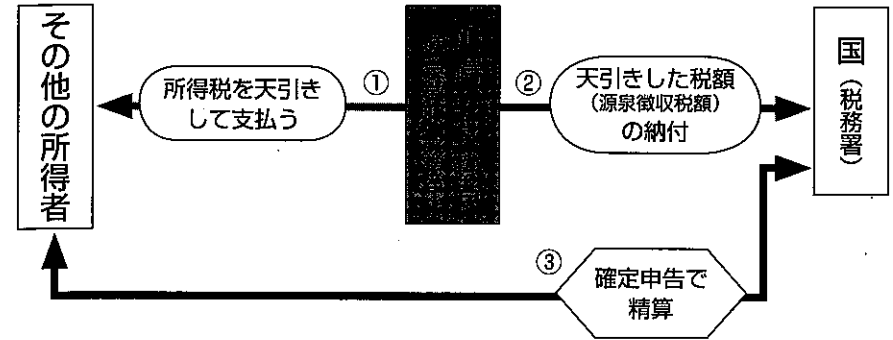
すなわち、年末調整時に社員に還付した源泉徴収税額は、いわば納めすぎの税額ですから、国から返してもらいます（実際には12月の給与についても源泉徴収税額がありますので、この納めるべき12月の源泉徴収税額から差し引いて納付することとなります）。

一方で、年末調整時に社員から追加徴収した源泉徴収税額は、国に追加納付することになります。これが、④の過不足額の精算です。

より一般化するために、別の例で説明しましょう。

サラリーマンは所得が給与所得だけなので、年末調整のみで年間所得税額が計算できますが、他の所得のある人は別の手続きが必要です。たとえば私

図表2 源泉徴収制度のしくみ（その他の所得者の場合）



たち税理士は、その年の総収入から経費を差し引いて事業所得という所得を計算し、生命保険料控除等の各種所得控除や住宅ローン控除などを加味して年間所得税額を計算します。このための手続きが確定申告です。

確定申告についての国税庁タックスアンサーの説明を引用すると、次のとおりです。

「所得税の確定申告は、毎年1月1日から12月31日までの1年間に生じたすべての所得の金額とそれに対する所得税の額を計算し、翌年2月16日から3月15日までの間に確定申告書を提出して、源泉徴収された税金や予定納税で納めた税金などの過不足を精算する手続きです」

引用文中の「予定納税で納めた税金」の部分を見れば、その流れは図表2のようになります。

まず、私たち税理士の報酬は、顧問先の会社から報酬を支払われる際、所得税を天引きして支払いを受けること

となっています①。

会社側は、源泉徴収税額を国に納付します②。

私たち税理士は、年間所得税額から、年間の源泉徴収税額を差し引いた税額を計算した確定申告書を国に提出します。もし、年間所得税額の方が年間の源泉徴収税額より多ければ、差額を国に納付します。逆に、年間所得税額の方が年間の源泉徴収税額より少なければ、差額を国から還付してもらいます。この納付または還付が、③の「確定申告で精算」に該当します。

源泉徴収の対象となる所得
・源泉徴収義務者

給与所得者であれば年末調整、その他の所得者であれば確定申告を通じて、年間所得税額と源泉徴収税額の精算を行なうわけですが、ただし、すべての所得者について源泉徴収税額が生じるわけではありません。また、源泉徴収の対象とされている所得であっても、

図表3 源泉徴収の対象となる所得の種類と範囲

居住者	1 利子等	公社債及び預貯金の利子など
	2 配当等	法人から受ける剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配など
	3 給与等	俸給、給料、賃金、歳費、賞与など
	4 退職手当等	退職手当、一時恩給など
	5 公的年金等	①国民年金法、厚生年金保険法等に基づく年金 ②恩給
	6 報酬・料金等	次に掲げる報酬・料金、契約金、賞金等 (1)原稿料、デザイン料、講演料、放送謝金、工業所有権の使用料、 技芸・スポーツ・知識等の教授・指導料など (2)弁護士、公認会計士、税理士等の報酬・料金 (3)社会保険診療報酬支払基金から支払われる診療報酬 (4)外交員、集金人、電力量計の検針人、プロ野球の選手、プロ サッカーの選手等の報酬・料金 (5)芸能、ラジオ放送及びテレビジョン放送の出演、演出等の報 酬・料金並びに芸能人の役務提供事業を行なう者が支払いを 受けるその役務の提供に関する報酬・料金 (6)バー・キャバレー等のホステス、パンケットホステス・コンパ ニオン等の報酬・料金 (7)使用人を雇用するための支度金等の契約金 (8)事業の広告宣伝のための賞金及び馬主が受ける競馬の賞金
	7 生命保険契約・損害保険契約等に基づく年金	
	8 定期積金の給付補てん金等	
	9 匿名組合契約等に基づく利益の分配	
	10 特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等	
	11 懸賞金付預貯金等の懸賞金等	
	12 割引債の償還差益	
内国法人	1 利子等	
	2 配当等	
	3 定期積金の給付補てん金等	
	4 匿名組合契約等に基づく利益の分配	
	5 馬主が受ける競馬の賞金	
	6 懸賞金付預貯金等の懸賞金等	
	7 割引債の償還差益	

源泉徴収をされない場合があります。

では次に、この2点について考えてみましょう。

まず、すべての所得者について源泉徴収税額が生じるわけではないという

点。たとえば、商店を経営する商店主や、アパート経営をしている資産家を想像してみてください。

商店主に所得の支払いをする者とは、その商店に買い物をして来た人たちで

す。この買い物客が、支払いの際にいちいち「今日は1000円の買物をしたから源泉徴収税額は…」などと計算していたら、レジは長蛇の列となってしまいます。また、家賃の支払いをする入居者が家賃を振り込むときに、所得税を差し引いて振り込むというのも現実的ではありませんよね。

これらに比べて、会社が社員に給料を支払う際に所得税を天引きするというのは、とても自然な感じがしませんか？ 会社は所得税以外にも住民税や社会保険料等も給与から天引きしているので「ついでに」という感じがしますし、何より、会社にはこのような計算や記録をする事務能力があります。

また、国への納付ということを考えても、商店の買い物客やアパートの入居者が源泉徴収税額を集計して国に納付するというのは想像しづらいでしょうが、会社が給与についての源泉徴収税額を集計して納付したり、銀行が利子についての源泉徴収税額を集計して納付するというのは、その事務能力から考えて極めて自然な感じがします。

以上により、源泉徴収の対象とするのに適した所得とそうでない所得があること、また、所得税の源泉徴収を行なうに適した者とそうでない者がいることがお分かりいただけたと思います。

そこで所得税法上は、前ページ図表3のように源泉徴収の対象となる所得の種類と範囲を定めています。

掲載終了・予定テーマ

【第1回】

「源泉徴収」の基本知識

【第2回】

所得税の源泉徴収・住民税の特別徴収
(給与支払時)

【第3回】

所得税の源泉徴収・住民税の特別徴収
(退職金支払時)

【第4回】

報酬・料金等支払時の所得税の源泉
徴収

【第5回】

給与の年末調整

【第6回】

年末調整と同時期に行なう源泉徴収
関連事務

* 太字は掲載済みのもの。テーマは
変更されることがあります

図表3では、「支払いを受ける者」欄が「居住者」と「内国法人」に分かれています。大雑把に言って、「居住者」は外国人を含む日本在住の個人、内国法人は日本に本店のある会社ということになります。

これら以外にも「非居住者」「外国法人」というのもありますが、その説明はまたの機会にしましょう。

居住者について源泉徴収の対象とされている所得については、源泉徴収される立場で考えてみて、利子等、配当等、給与等、退職手当等あたりは、みなさんにも馴染みがあるのではないのでしょうか。また、もし親御さん等が年

金を受給されていれば、公的年金等の源泉徴収についても同様でしょうし、会社で源泉徴収事務を実際に行なったことのある方であれば、報酬・料金等についてもそうかもしれません。

会社の経理としての源泉徴収事務の中心は、なんといっても給与等、退職手当等。これに報酬・料金等が続きます。配当を行なっている会社であれば、配当等についての源泉徴収についても知っておく必要がありますね。

源泉徴収の対象とされている所得については、第2回以降、所得の種類ごとに詳しく説明することとして、まずは源泉徴収義務者について見ていくことにします。

国税庁発行の「源泉徴収のあらまし」による源泉徴収義務者の説明は、次の通りです。

「源泉徴収制度においては、所得税を源泉徴収して国に納付する義務のある者を『源泉徴収義務者』といいます。源泉徴収の対象とされている所得の支払者は、それが会社や協同組合である場合はもちろん、学校、官公庁であっても、また、個人や人格のない社団・財団であっても、すべて源泉徴収義務者となります。

ただし、常時2人以下の家事使用人のみに対して給与の支払いをする個人が支払う給与や退職手当、弁護士報酬などの報酬・料金等については、所得税の源泉徴収を要しないこととされて

います」

要するに、源泉徴収の対象となる所得の支払者は原則的に源泉徴収義務者となりますが、「常時2人以下の家事使用人のみに対して給与の支払いをする個人」だけは、例外的に源泉徴収をしなくて良いということです。

ところで、ここでいう「家事使用人」ですが、より平易なコトバに言い換えれば「お手伝いさん」のことです。今どきお手伝いさんを雇える個人などそうそういないでしょうが、もし仮にお手伝いさんに給与を支払ったとしても、その人数が常時2人以下であれば、源泉徴収の必要はない、ということです。

また、「常時2人以下の家事使用人のみに対して給与の支払いをする個人」には、全く家事使用人に対して給与の支払いをしない個人も含まれます。つまり、弁護士報酬などの報酬・料金だけを支払っている人は、源泉徴収義務者にならないということです。

したがって、私たち税理士が受け取る報酬でも、会社や従業員（お手伝いさんではない）を雇っている個人の方から支払われる報酬については源泉徴収されますが、従業員を雇っていないアパート経営者の方から支払われる報酬については、源泉徴収されないということになるのです。

源泉所得税の徴収と納付

図表4 納期の特例を受けている場合の所得税の納付期限

1月から6月までに支払った所得から源泉徴収をした所得税額	7月10日
7月から12月までに支払った所得から源泉徴収をした所得税額	翌年1月10日（納期限の特例の届出書を提出している者で一定の要件を満たす者については翌年1月20日）

所得税の源泉徴収をする時期は、現実に源泉徴収の対象となる所得を支払うときです。「天引き」するわけですから、支払わなければ徴収できないのは当たり前ですよね。

支払い前に徴収するとしたら、支払いを受ける予定の者から現金を徴収しなければなりません。もらってもいない所得について、税金だけ先に徴収されるというのはひどい話です。通常、そのような場面に遭遇することはまずありませんが、例外的に次のような場合は、所得の支払いがなくても所得税を徴収することになっています。

- ① 配当等について支払いの確定した日から1年を経過した日までにその支払いがない場合…その1年を経過した日
- ② 法人が利益処分による経理をした賞与（損金経理をした役員賞与のうち損金の額に算入されないものがあるときは、これを含む）について、支払いの確定した日から1年を経過した日までにその支払いがない場合…その1年を経過した日

③ 割引債の償還差益…その割引債の発行の際

③については、割引債を購入した経験のある方なら分かるかもしれませんね。割引債というのは、たとえば100円の額面の債券を90円に割引引いて発行されるような債券のこと。満期までの利息がない代わりに、90円で購入した債券が将来100円になって償還されるので、この差額（これを「償還差益」といいます）の10円が投資家にとっての儲けというわけです。

このような割引債発行の際、償還差益に対して18%の税率で所得税の源泉徴収が行なわれます。つまり投資家は、90円の債券購入代金と1.8円の所得税を発行者に支払うというわけです。

このような例外を除いて、所得税の源泉徴収は通常「天引き」方式で行なわれます。

源泉徴収義務者は、このようにして徴収した所得税を国に納付しなければなりません。その納付の時期は、原則として源泉徴収の対象となる所得を支払った月の翌月10日までです。

ただし、給与の支給人員が常時10人未満である源泉徴収義務者については、納付手続きを簡単にするために、給与や退職手当、税理士等の報酬・料金から源泉徴収した所得税については、前ページ図表4のように年2回にまとめて納付しても良いという、納期の特例制度が設けられています。

また、非居住者や外国法人に対して一定の所得を支払った場合の源泉所得税については、翌月10日ではなく翌月末日が納期限となるなどの例外規定はありますが、実務的にはほとんど遭遇することはないと思いますので、詳しい説明は割愛します。

住民税の特別徴収について

最後に、住民税の特別徴収に触れて、第1回を締めくくりたいと思います。

住民税の特別徴収は、地方税法第1条で次のように明確に定義されています。

「特別徴収 地方税の徴収について便宜を有する者にこれを徴収させ、かつ、その徴収すべき税金を納入させることをいう」

そして特別徴収義務者の定義は、次のとおりです。

「特別徴収義務者 特別徴収によって地方税を徴収し、かつ、納入する義務を負う者をいう」

たとえば給料の支払いをする会社は、

所得税の源泉徴収をするのだから、個人住民税という地方税の徴収についても便宜を有するだろう（利子を払う銀行も同様）。だから、ついでに住民税も特別徴収してくれ、というのが地方税法の特別徴収に関する趣旨と思われれます。

地方税の中でも、住民税の特別徴収については給与所得・退職所得支払いの際に必要な知識となりますので、次回以降、詳しく説明したいと思います。

以上で、第1回の「源泉徴収の基本知識」を終わります。実務的な知識については、次回以降説明していきます。今回は、年間所得に対する所得税額を国に納めるという大きな流れの中での源泉徴収制度の位置づけと、源泉徴収義務者が源泉徴収した所得税を国に納付するという、納付方式の大枠を理解していただけたらと思います。



●のむら ゆきひろ

税理士・中小企業診断士。
1968年生まれ。92年早稲田大学法学部卒。同年税理士試験合格。2001年中小企業の会計・税務・意

思決定支援を目的としたノムラ・コンサルティング・オフィスを開業。http://www.nomura-co.com【近況】まもなく、次男が保育園卒園。長男のときから数えて10年間の保育園への“朝の送り”という儀式ともまもなくお別れ。束縛がひとつ減るも、少々寂しい気持ちに…。